

浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで日常生活に支障がある人に対し、浜松市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が行う日常生活自立支援事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和52年浜松市条例第17号。以下「条例」という。)浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和52年浜松市規則第19号)浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の規定に基づき定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、生活困窮者自立相談支援事業費等実施要綱に基づき、協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費のうち、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市が適当であると認めた額とする。

(交付の申請)

第4条 協議会は補助金の交付申請をしようとするときは、次に定める書類を別に通知する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書その他市長が必要があると認める事項を証する書類を添付しなければならない。

- (1) 助成申請書(第1号様式)
- (2) 補助対象事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

(交付の決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成決定書(第4号様式)により通知する。

(交付の変更申請)

第 6 条 協議会は前条の規定による補助金の交付決定後に申請内容を変更しようとするときは、速やかに次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付変更申請書 (第 5 号様式)
- (2) 補助対象事業変更計画書
- (3) 変更収支予算書

(変更決定の通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の変更申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更交付決定通知 (第 6 号様式) により通知する。

(実績の報告)

第 8 条 交付決定通知を受けた協議会は、事業が完了した日から 10 日以内に、次に定める書類により、市長に実績報告をしなければならない。

- (1) 事業完了報告書 (第 7 号様式)
- (2) 収支決算書

(額の確定の通知)

第 9 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金確定通知書 (第 8 号様式) により通知する。

(請求の手続)

第 10 条 協議会は、前条の補助金確定通知書を受領後、補助金支払いを必要とする期日の 30 日前までに、請求書 (第 9 号様式) を市長に提出しなければならない。

(概算払いの申請)

第 11 条 協議会は、前条の規定にかかわらず、概算払いを必要とするときは、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 概算払い承認申請書 (第 10 号様式)
- (2) 資金計画書 (第 11 号様式)

2 市長は、概算払いの申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、概算払い承認決定通知書 (第 12 号様式) により通知する。

(概算払いの請求手続)

第 12 条 協議会は、前条の規定により補助金の概算払い承認決定通知書を受領後、概算払いを必要とする期日の 30 日前までに、請求書 (第 9 号様式) を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

第1号様式

年 月 日

(あて先)

浜松市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

印

助 成 申 請 書

次の事業について助成を受けたいので、申請します。

記

1 助成を受けようとする事業

2 助成を受けようとする方法

第2号様式

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 福祉総務課)

補助金交付申請者

所在地

法人名

代表者名

印

下記の助成申請に伴い、浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金交付要綱第4条第2項第4号の規定により、市において、助成申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請助成金 浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

助成決定書

年 月 日付で申請のあった事業については、次のとおり助成します。

記

1 助成する事業

2 助成の方法

3 助成の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の中止又は、内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の事業運営・経理の状態を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は、一部の返還を命ずる。
- (6) 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助金完了報告書を市長に提出すること。
- (7) 規則及び条例に基づく市長の指示に従うこと。

- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第5号様式

年 月 日

(あて先)
浜松市長 様

所在地
申請者 名称
代表者名 印

交付変更申請書

平成 年 月 日付、浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた平成 年度浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金について下記のとおり変更されたく申請いたします。

記

1 変更理由

2 変更の内容

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

変更交付決定通知

平成 年 月 日付で変更申請のあった平成 年度浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金について、平成 年 月 日付、浜松市指令 第 号にての助成決定を下記のとおり変更決定いたします。

記

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 助成の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の中止又は、内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の事業運営・経理の状態を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は、一部の返還を命ずる。
- (6) 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助金完了報告書を市長に提出すること。
- (7) 規則及び条例に基づく市長の指示に従うこと。

- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7号様式

年 月 日

(あて先)

浜松市長 鈴木 康友

所在地
報告者 名称
代表者名

印

事業完了報告書

平成 年 月 日付浜松市指令 第 号に係る事業が、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 完了の年月日
- 2 事業の内容・成果
- 3 収支の状況並びに補助事業により生ずる収入金
- 4 補助金交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

請 求 書

金 額																				
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ただし、浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金として

支 払 方 法	直接払	口 座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	当座預金 第 普通預金	号
------------	-----	------------	--------------------	----------------	-------------------	---

上記の金額を請求します。

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所 在 地
名 称
代表者名

印

金額欄はゴム印又はタイプで記載してください。

請求番号

第10号様式

年 月 日

(あて先)

浜松市長 鈴木 康友

所在地
報告者 名称
代表者名

印

概算払い承認申請書

平成 年 月 日付、浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金について、下記のとおり概算払い願いたく申請いたします。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払いを必要とする金額

3 概算払いを必要とする期日

浜健福 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

概算払承認決定通知書

平成 年 月 日付で概算払いの承認申請があった平成 年度浜松市社会福祉協議会日常生活自立支援事業費補助金について、下記のとおり概算払いすることを決定いたします。

記

1 承認の内容

(1) 金額 金 _____ 円

(2) 時期

2 交付の条件